

札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

〔平成 25 年 3 月 29 日〕
〔環境局長決裁〕

改正 令和 5 年 6 月 30 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、専用住宅における合併処理浄化槽の維持管理費の負担を軽減することによりその設置促進を図り、良好な水資源の保全に資するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽維持管理費の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 補助対象地域 札幌市域のうち、下水道法（昭和 33 年法律第 79 条）第 4 条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。
- (3) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で店舗等を併設した住宅（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の 2 分の 1 未満）も含む。
- (4) 浄化槽清掃業者 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき、札幌市長が浄化槽清掃業を許可した者をいう。
- (5) 法定検査 浄化槽法第 7 条または第 11 条に規定する水質に関する検査であって、北海道知事が指定する指定検査機関が実施するものをいう。

（補助金の交付）

第 3 条 市は、次の各号に掲げる合併処理浄化槽を管理する者（以下「管理者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、その交付回数は同一の合併処理浄化槽について、同一年度内に 1 回とする。

- (1) 専用住宅から排出される汚水を処理するために設置したものであり、現に使用されているものであること。
- (2) 設置されている合併処理浄化槽の処理対象人員が 10 人以下であること。
- (3) 補助対象地域内において設置されているものであること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- (4) 浄化槽清掃業者が行った清掃であり、その費用を管理者が負担したものであること。
- (5) 当該年度又はその前年度に法定検査を受検していること。ただし、その検査結果が不適正である場合、本市が認める改善計画又は改善報告を管理者が示していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに設置されたものを管理する者。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
 - (2) 本市が、関係官公署及び関係業者等に対し、当該事業の目的の範囲内で照会・調査することについて承諾しない者
 - (3) 浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反している者
 - (4) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者

第4条 削除

(補助金額)

- 第5条 補助金の額は、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額を上限とする。
- 2 補助対象となる事業費は、合併処理浄化槽の清掃作業（引抜き汚泥の収集運搬及び処分）に要する費用を含むに要する費用（税抜き）とする。
 - 3 補助対象事業費が補助金額に満たない場合は、補助対象事業費全額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、清掃を行うより前に補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知書類)

- 第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。
 - 3 補助対象者は、前項の補助金交付決定通知を受けた後に清掃を行うこととする。

(変更申請書等)

- 第8条 補助対象者は、前条第2項の補助金交付決定通知を受けたのちに、補助金申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助対象者である管理者に変更があった場合、変更申請書により承認を受けた管理者は、補助対象者としての権利を承継するものとする。

(完了報告)

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定日から当該年度の会計年度終了日(3月31日)までの間に、合併処理浄化槽の清掃を行い、その内容について、完了報告書(第5号様式)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業者が発行する、浄化槽の管理者が負担した金額が確認できる領収書の原本
- (2) 浄化槽清掃業者が発行する、清掃の実施内容が確認できる書類の写し
- (3) 申請日の前年度以降に受検した法定検査のうち、最新の検査結果書の写し
- (4) 前号の検査結果が不適正である場合には、その改善計画書(第6号様式)又は改善報告書(第7号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第10条 市長は、第9条の規定により提出された完了報告書を審査し、浄化槽清掃の結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(第8号様式)により速やかに補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

第11条 削除

(補助金交付の取消)

第12条 市長は、第10条の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 第9条の規定による完了報告書が当該年度内に提出されないとき
- (4) その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(実地確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の清掃の実施状況等を実地において確認することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程(昭和36年訓令第24号)の定めるところによ

る。

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は清掃事業担当部長が定める。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日）

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表 1

1 人槽区分	2 限 度 額
5人槽	32,000円
6～7人槽	45,000円
8～10人槽	68,000円

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者(管理者) 住所
氏名
電話

補助金交付申請書

私は、浄化槽維持管理費の補助金の交付を受けたいので、札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 浄化槽の設置場所	札幌市 区		
2 浄化槽の人槽 (該当に○印)	①5人槽 32,000円	②6~7人槽 45,000円	③8~10人槽 68,000円
3 住宅の種類 (該当に○印)	①専用住宅 ②店舗等併用住宅		
4 浄化槽の清掃業者名(予定)			

私は、札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱の要件に合致していることを誓約します。

要件抜粋：一般住宅に設置している10人槽以下の合併処理浄化槽を管理していること
その浄化槽の設置区域が下水道計画区域外であり、設置届を提出していること
その浄化槽について、北海道浄化槽協会の法定検査を受検していること
その浄化槽について、札幌市が行う調査に協力すること
浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと
年度内に清掃作業を完了させ、完了報告書を提出できること

(第2号様式)

札幌事第 号
年 (年) 月 日

補助金交付決定通知書

様

札幌市長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽維持管理費補助金については、下記により交付します。

記

1 交付金額 金

円

2 交付条件等

(1) 補助対象者は、年3月31日までに合併処理浄化槽の清掃作業(以下「事業」という。)を完了させ、完了報告書を市長まで提出しなければならない。

(2) 承認事項等

補助対象者は、次の各号の一に該当する場合、変更申請書(第4号様式)によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(ア) 補助金交付申請の内容を変更しようとするとき

(イ) 事業を中止又は廃止しようとするとき

3 状況報告

補助対象者は、事業の遂行状況に関し、市長の要求があったときには、書面により、直ちに市長に報告しなければならない。

4 補助金の確定等

市長は、前記2の規定により提出された完了報告書を審査し、事業の結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

5 補助金の交付等

補助金は、前記4の規定による補助金の額の確定後にその金額を交付する。

(第3号様式)

札幌事第 号
年 (年) 月 日

補助金不交付通知書

様

札幌市長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽維持管理費補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

(理由)

(第4号様式)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者(管理者) 住所
氏名
電話

変更申請書

今年度補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽維持管理費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、申請いたします。

記

1 補助金交付申請内容の変更

	変更事項
変更前	
変更後	

2 事業の中止又は廃止

(理由)

(第5号様式)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所
申請者(管理者) 氏名
電話

完了報告書

今年度補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽の清掃作業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	清掃作業完了年月日	年	月 日
3	清掃に要した経費(税込み)		円
4	補助金額 3の税抜き額3'と1の額で 3'が1以上のとき <u>1の額</u> 3'が1より小さいとき <u>3'の額</u> (千円未満は切り捨て)	金	円
5 補助金振込先	① 金融機関名	(金融機関名)	(本・支店名)
	② 預金種目	普通 当 座	その他 ()
	③ 口座番号		
	(フリガナ) ④ 口座名義人 ※原則、申請者と同一		

【添付資料】

- (1) 浄化槽清掃業者が発行する領収書(原本)
- (2) 浄化槽清掃業者が発行する清掃の実施内容が確認できる書類(写し)
- (3) 最新の法定検査結果書(写し)
- (4) 改善計画書または改善報告書(法定検査結果書が不適正の場合のみ)
- (5) 振込先通帳の写し(氏名、口座番号、金融機関名が確認できるもの)

(第6号様式)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
氏 名
電 話

改 善 計 画 書

私が管理する合併処理浄化槽の法定検査において、不適正との判定を受けた件について、下記のとおり改善することといたします。

記

1 指摘を受けた内容	
2 改善を計画している内容	
3 改善予定日	

(第7号様式)

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
氏 名
電 話

改 善 報 告 書

私が管理する合併処理浄化槽の法定検査において、不適正との判定を受けた件について、下記のとおり改善いたしました。

記

1 指摘を受けた内容	
2 改善を実施した内容	
3 改善実施日	

(第8号様式)

年 (札幌事第 号
年) 月 日

様

札幌市長
(公印省略)

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった合併処理浄化槽維持管理費補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 _____ 円